

自転車等用ヘルメットのSG基準（公開用）

自転車等用ヘルメットのSG基準

1. 基準の目的

この基準は、自転車用及び走行遊具用のヘルメットの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、着用者を頭のけがから保護、又は傷害の程度を軽減するために自転車、自転車用幼児座席及び走行遊具に乗るとき着用する自転車用及び走行遊具用のヘルメット（以下「ヘルメット」という。）について適用する。

備考1. 「自転車」とは、原則として「自転車のSG基準」の「2. 適用範囲」に含まれる一般用自転車及び幼児用自転車とし、幼児座席付自転車、電動アシスト自転車、三輪自転車等を含むものとする。

2. 「走行遊具」とは、人の力を用いて地上を車輪により走行する遊具をいい、具体的にはローラスケート、スケートボード、インラインスケート、キックスケーター、一輪車等を指すものとする。ただし、原動機が取り付けられているものは除く。

3. 用語の定義

この基準で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 帽体：ヘルメットの外形を形作る部分。必ずしも強固な殻体でないものも含む。
- (2) 衝撃吸収ライナ：帽体の内面に沿って取り付けられている衝撃を吸収するための材料。
- (3) 保持装置：あごひも、あごひもの取付部品、あごひもの長さ調節部品、あごひもの締結具などからなり、ヘルメットを頭の適切な位置に保持するための装置。
- (4) 装着体：帽体内部に取り付けられている衝撃吸収ライナ及び保持装置以外のものの総称。
- (5) チンカップ：ヘルメット使用者のあごの形に合わせて製作したあごひもの付属品。

4. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基準	基準確認方法
<p>1. 外観、構造及び寸法</p>	<p>1. ヘルメットの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)仕上りは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(2)ヘルメットの外表面は、路面との摩擦が著しく大きくなるような材料で構成されており、また、凸部や段差がある場合には面取りを行うことなどによって引っかかりにくい構造であること。</p> <p>(3)帽体が硬い材料である場合は、帽体の端部は鋭いかどがないこと。</p> <p>(4)帽体内表面の突起物は鋭いかどがなく、硬い突起物はすべて保護詰物等によって頭に伝わる衝撃が集中しないようになっていること。</p> <p>(5)保持装置は以下に適合すること。</p> <p>(a)ヘルメットを頭に保持できる構造であること。</p> <p>(b)あごひもがあるものにあっては、あごひもの幅は○mm以上であること。</p> <p>(c)あごひものあるものにあっては、あごひもにチンカップが取り付けられていないこと。</p> <p>(6)帽体に固定されたスナップその他の硬い突出物（リベットの頭を除く。）は、帽体外表面から○mm以上突き出していないこと。</p> <p>(7)帽体外表面に取り付けられた硬い突出物は、帽体外表面から○mm以上突き出していないこと。</p> <p>ただし、ヘルメットの着用性等を向上させるために必要となる硬い突出物にあっては、衝撃を受けたとき容易に外れるものであれば、この限りでない。</p> <p>(8)帽体外表面に突き出しているリベットの頭は○mm以上突き出していないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 衝撃吸収性	2. 衝撃吸収性試験を行ったとき、人頭(0G)以下であり、かつ、 0m/s^2 (0G)以上の衝撃加速度の継続時間が 0ms 以下であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 保持装置の強さ	3. 保持装置の強さ試験を行ったとき、最大伸びが0mm以下であり、かつ、試験後に締結具の解離が容易にできること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 保持装置の性能	4. 保持装置の性能試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 視野	5. ヘルメットの視野は、左右水平にそれぞれ 0° 以上であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
6. 材料	<p>6. ヘルメットの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1)皮膚に接触する部分は、汗又は頭髪油の影響によって脆化、膨潤、軟化等の変化が生じないものであること。</p> <p>(2)皮膚に接触する部分の材料は、有害な影響を与えるおそれがないものであること。</p> <p>(3)金属製部品は耐食性のもの、又はメッキ、塗装等の防せい処理を施したものであること。</p> <p>(4)ヘルメットの外表面及び保持装置に使用されている合成樹脂材料及び繊維材料は、耐光性を有するものであること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
7. 付属品	<p>7. ヘルメットの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ヘルメットに反射材等が取り付けられている場合には、夜間、自動車のヘッドライト等の光に反射して容易に確認できるものであること。</p> <p>(2) 付属品が取り付けられているものにあっては、ヘルメットの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

ヘルメットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項をヘルメットの内表面又は外表面の見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 自転車用ヘルメット又は走行遊具用ヘルメットである旨の表示</p> <p>備考：「自転車」に代えて、「自転車用幼児座席」などの名称を用いてもよい。 「走行遊具」については、具体的な走行遊具の名称を用いてもよい。</p> <p>(2) 「使用年齢範囲」又は「〇歳未満の幼児の使用の可否」（以下「使用年齢範囲等」という。）</p> <p>(3) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(4) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(5) 大きさ（着装体の内側円周の寸法をcm単位で示すこと。なお、調節式のものはその範囲を示すこと。）</p> <p>(6) 使用上の注意事項</p> <p>(a) 頭によく合ったヘルメットを着用すること。（大きさを調節できるものにあっては、頭によく合わせた状態に調節して使用すべきであることについても記載すること。）</p> <p>(b) あごひもは、正しく締めること。</p> <p>(c) ヘルメットは正しくかぶり、あみだ、斜めにかぶったりしないこと。</p> <p>(d) 一度でも大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用しないこと。</p>	

項 目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(3)及び(4)は図示したり、安全標識(△!)等を併記するなどして、理解しやすく、かつ、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後、保管すること。</p> <p>また、子供又は幼児が使用するものにあつては、保護者が取扱説明書を読み、使用上の注意事項を指導すること。</p> <p>(2)用途</p> <p>(3)使用上の注意事項</p> <p>(a)用途及び使用年齢範囲等にあつたヘルメットを着用すること。特に、原動機付自転車及び自動二輪車に乗車する際には使用しないこと。</p> <p>(b)頭によく合ったヘルメットを着用すること。(大きさを調節できるものにあつては、頭によく合わせた状態に調節して使用すべきであることについても記載すること。)</p> <p>(c)あごひもは、正しく締めること。</p> <p>(d)ヘルメットは正しくかぶり、あみだ、斜めにかぶったりしないこと。</p> <p>(e)一度でも大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用しないこと。</p> <p>(4)大きさを調節できるものにあつては、調節の方法</p> <p>(5)ヘルメットの手入れに用いる洗剤、消毒剤、溶剤等及び手入れの方法</p> <p>(6)SGマークの賠償制度は、ヘルメットの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度である旨</p> <p>(7)製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	

附属書 人頭模型の形状及び寸法

1. 参照平面の位置

JIS T8134:2018 附属書Aによる。

2. 参照平面上方の形状及び寸法

JIS T8134:2018 附属書Bによる。

3. 参照平面下方の形状及び寸法

JIS T8134:2018 附属書Cによる。

4. 人頭模型AAの寸法

JIS T8134:2018 附属書Dによる。